

ねじ曲げられた「歴史の書き換え」を復元し、子どもたちに残すもう一つの救済は可能だ。

それが、市民主導で制定する人権法「チェルノブイリ法日本版」

第1、なぜ今、チェルノブイリ法日本版なの？

3 1 1 後の日本政府

子ども達に安全な環境で教育を受ける権利を保障し、国にその責任を果たす義務を課す。これが憲法 26 条です。例外はありません。放射能災害も同様です。しかし、2011 年福島原発事故以後、国はこの憲法の義務を守らず、チェルノブイリ避難基準で強制避難地域に該当する福島県中通りほか多くの地域の子どもの達を集団避難させませんでした。そればかりか民間の一団体にすぎないお友だちの国際放射線防護委員会の勧告を理由に、文科省は福島県の学校の安全基準を 20 倍に引き上げ、子ども達を汚染地域に閉じ込めました。これは史上最悪の児童虐待であるばかりか、一般人を危険な状態に陥れる国際法上の「人道に関する罪」に該当する人権侵害です。

3 1 1 後の健康被害の発生

その結果、通常なら子どもの甲状腺ガンは百万人に 1 名（2009 年山下俊一氏）なのに、福島県では 2017 年末時点で 30 万人中 197 名ががんと診断、なおかつ二次検査で経過観察の 2881 名（2017 年 10 月時点）中、その後がんと判明した（恐らく相当な）数を公開しようとしません。甲状腺がん以外にも心筋梗塞、脳梗塞など心臓や血管の病気その他様々な病気の発症、「免疫力の低下、慢性疲労症候群、めまい、睡魔、記憶喪失、集中力の喪失」などの危険信号、遺伝子の不安定による世代を経るごとに悪化する先天障害の発生がチェルノブイリ事故との対比の中で深刻な問題となっています。

健康被害に対する国の対応・対策

これに対する国の態度は「甲状腺がんを含め様々な疾病が放射能によるものと明らかになっていない以上、対策を取らない」です。しかし現在の科学・医学が放射能による健康被害の関係を解明する水準には達しておらず、両者の関係は灰色としか言えないのなら、灰色のリスクを原発事故に何の責任もない子ども達に負わせることはおかしい。「子どもたち以上に傷つきやすい存在、大切な存在、無条件に守られるべき存在はない」という倫理・人の道に反する背信的行為です。のみならず、「灰色なら万が一に備える（予防原則）」これがこれまで国が防災（三宅島噴火の全島避難）、防衛（「備えあれば憂いなし」がモットー）、戦争（学童疎開）、人災（交通事故の加害者の救護義務）で取ってきた原則です。放射能災害だけなぜ差別するのか。差別する理由はありません。放射能災害においても子ども達は灰色の危険から守られるべきです。それを実現するのが、放射能災害に対して世界で最初に市民の人権を宣言した人権法「チェルノブイリ法」（1991 年）の日本版です。

第2、どうしたら、この夢＝チェルノブイリ法日本版は実現可能なの？

でも、心の中でいくら願っても夢は実現しないし、従来型の、職業的政治家への陳情でも実現不可能です。いまだき、本物の人権法を制定するなんて、不可能！！しかし、諦めるのはまだ早い。市民の手で夢をカタチするもう 1 つのやり方があるからです。それをやってみせたのが ICAN の核兵器禁止条約の成立。その ICAN がモデルにした 1997 年成立の対人地雷禁止条約。そのモデルはさらに国内にも。それが市民団体「情報公開法を求める市民運動」の主導で 1999 年に成立した情報公開法。私達の先人は、夢をカタチするため、道なきいばらの道を切り開いてきました。私達は、先人のその偉大な道のり＝ロードマップを活用できるのです。私達も ICAN や先人に負けずに、私達の夢を市民立法で実現するために、共に歩み出しましょう。

(2018.3.13 文責 柳原敏夫)